経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の一部を改正する告示（案）の概要について

令 和 8 年 10 月
経済産業省経済産業政策局

１．改正の趣旨

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 29 条第２項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の一部を改正する告示において、債務者全員の合意が得られない場合や債務者全員の合意を得た再生計画に基づき債務を弁済することができなかった場合、法的手続や特定調停などに移行することとされていることを、事業再生計画案に関する確認事項として規定している。

今般、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（以下「本法律」という）の施行に伴い、手続き移行先に本法律への移行を追加するもの。

２．改正の概要

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 29 条第２項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項第 2 条第 4 項柱書に所要の規定の整備を行う。

３．今後の予定

令和８年 12 月上中旬　公布・施行予定

○経済産業省告示第　　号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行に伴い、及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第二十九条第二項の規定に基づき、平成二十六年経済産業省告示第八号（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項）の一部を次の表のように改正し、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。

令和八年　　月　　日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　手続実施者に確認を求める事項 省令第二十九条第二項に規定する認証紛争	二　手続実施者に確認を求める事項 省令第二十九条第二項に規定する認証紛争

解決事業者が手続実施者に確認を求める事項は、省令第二十一条から第二十八条までに規定する手続及び⑴から⑷までに掲げる準則に基づき事業再生計画案を策定していることとする。

⑴～⑶　（略）

⑷　次に掲げる場合には、債務者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申

解決事業者が手続実施者に確認を求める事項は、省令第二十一条から第二十八条までに規定する手続及び⑴から⑷までに掲げる準則に基づき事業再生計画案を策定していることとする。

⑴～⑶　（略）

⑷　次に掲げる場合には、債務者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申

立て（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。）、破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算手続の開始の申立て又は円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第三条第一項の確認の申請を行うこととされていること。

立て（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。）又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算手続の開始の申立てを行うこととされていること。

（ⅰ）・（ⅱ）　（略）

（ⅰ）・（ⅱ）　（略）